

浦臼町公営住宅入居のご案内



(写真: さくら団地)

I. 入居申込者の資格(次の1～6のすべての資格がある方)

1. 現在住宅に困っている方

※原則として、申込者本人及び同居しようとしている親族に持家の方(共有名義の場合も含む)がいる場合は申し込みできません。

※日本国籍の方、または既に外国人登録している外国籍の方
また、親族が外国人の場合についても、日本国において外国人登録されていなければなりません。

2. 税の滞納がない方

3. 同居を予定している親族がいる方

A. 次の場合は同居予定親族として認められます。

ア 婚約している方(婚約者については、媒酌人や双方の親の婚約証明が必要となります)

イ 結婚しているのと同様と認められる方(内縁関係にある方は、住民登録、勤務先の扶養証明書等が必要)

4. 前年中の収入(同居予定親族の収入を含む)が、国が定める収入基準に当てはまる方

収入基準となる収入月額については、Ⅱ収入基準の説明をご覧ください。

《参考 収入基準早見表》 (家族数は、申込者本人と同居予定親族または扶養親族の合計)

世帯区分	表区分/家族数	2人	3人	4人	5人	単身者
一般世帯	総収入	3,511,999円 まで	3,995,999円 まで	4,471,999円 まで	4,947,999円 まで	2,967,999円 まで
	総所得	2,276,000円 まで	2,653,000円 まで	3,036,000円 まで	3,416,000円 まで	1,896,000円 まで
高齢者 障害者 子育て等世帯	総収入	4,363,999円 まで	4,835,999円 まで	5,311,999円 まで	5,787,999円 まで	3,887,999円 まで
	総所得	2,948,000円 まで	3,325,000円 まで	3,708,000円 まで	4,088,000円 まで	2,568,000円 まで

5. 入居しようとする者に暴力団員がいない方

入居しようとする者のうち、いずれかが暴力団員である場合は、入居できません。

入居しようとする者が暴力団員であるかどうか、砂川警察署に意見聴取を行うため、同意書を提出していただきます。

入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居を認めません。

6. その他、次の条件を満たす方

1. 指定日までに敷金(家賃の2か月分)を納入できる方
2. 連帯保証人1名を立てられる方(資格:道内在住で収入が同額程度以上)
3. 入居可能日から10日以内に入居し、住民票を異動できる方

II. 申込時の提出書類

◎申込資格の有無等は、すべての書類を提出していただいてから最終的に判定します。

◎入居申込書及びその他の提出書類は、すべてお返しすることができません。

◎住宅周辺の環境や交通機関などを、よくご確認してからお申し込みください。

※ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いので、最終的な判断ができません。
後日、書類を提出された際に、相談時と判断が異なる場合もあります。

1. 必ず提出していただく書類

番号	提出書類	摘要
1	入居申込書 同意書	正しく、わかりやすく記入してください。 入居を予定している方全員分
2	住民票	(1)入居を予定している人全員分 (2)続柄などを省略していないもの (3)発行日から3か月以内のもの (4)外国人の方は、登録原票記載事項証明書
3	①所得(課税)証明書 ②源泉徴収票 ③確定申告書控 ④年金証明書・通知書 ⑤雇用保険受給者資格証 ⑥無職無収入証明書	同居予定親族の方全員分 ※ただし、15歳以下の者及び16歳以上の就学者を除く。 ①から⑥のいずれか
4	納税証明書	申込者の分のみです。 1.課税されている方は、完納した証明書 2.課税されていない方は、非課税証明書
5	保険証の写し	入居を予定している方全員分 ・健康保険被保険者証 ・各種共済組合の組合員証 ・船員保険被扶養者証 ※国民健康保険の方は、在職証明書又は事業証明書が必要となります。

III. 駐車場

1. 団地には、駐車場のある団地とない団地があります。

2. 駐車場のある団地では原則として、1戸に1台分を有料でお貸ししています。

※料金は1,000円～3,500円(消費税込)ですが団地によって異なります。

IV. その他注意事項等

1. 住宅では、犬・猫・鳥などの動物類を飼うことは”一切禁止”されています。(ペット飼育禁止)

2. 団地周辺の整備(草刈り等)、共用廊下の清掃及び冬季の除雪は、入居者が協力しあい管理していただきます。

3. 次の費用は、共益費として入居者の皆さんに負担していただきます。

(1)階段灯の電気代や電球・電灯代(月額1000円程度)

4. 次の団地は、住宅内の設備をリースとしています。

(1)中央団地 ～ 浴槽・ガス釜(月額3,500円程度)

(2)さくら団地 ～ 給湯器・暖房機・グリル(3LDK・月額6,500円程度/2LDK・月額5,500円程度)

※その他の住宅は個人により浴槽、釜を設置して頂きます。なお、石油タンク、テレビアンテナ、網戸は個人設置となります。

5. 家賃決定のため、毎年8月に「収入申告書」を提出していただきます。

(1)収入申告をしない場合は、近傍同種の家賃(住棟の最高家賃)を請求します。

問い合わせ

浦臼町役場 産業建設課 管理係

TEL 0125-68-2113